

令和7年12月

お客様各位

大阪協栄信用組合

【特殊詐欺対策】

暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みについて

平素より、当組合をご利用いただきありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングにおける不正送金や、投資詐欺・還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者・資金移動業者の口座へ送金される事象が多発しており、警察庁から対策の強化について要請を受けています。

これを踏まえ、当組合では、口座名義人とは異なる振込依頼人名に変更して暗号資産交換業者・資金移動業者の口座へお振込みされる場合は、受付をお断りさせていただく場合がございます。

お客さまの大切な財産をお守りするため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

参考WEBサイト

警察庁：「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

金融庁：「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>